

(別表4)「構造改革特区の第11次提案等に対する政府の対応方針」(平成19年10月9日構造改革特別区域推進本部決定)における「全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」に関するフォローアップ結果

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
441	過疎地域・辺地地域内における移動通信用鉄塔施設整備事業を地方単独事業として実施する要件の緩和		総務省において、地方公共団体からのニーズや国庫補助事業等他の施策との調整を含め、事業者負担要件の緩和に向けた検討を行う。	平成19年4月迄に措置	事業者負担要件を緩和することとし、それに関する取扱いについて全国に通知発出済。 (「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成19年4月20日付総行情報第38号 総務省自治行政局地域情報政策室長通知))(地域工)	平成19年4月20日措置済	総務省
520	卒業後も継続して起業活動を行う有望な留学生の在留に係る特例措置(最長180日間)	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第20条 「構造改革特別区域基本方針等において定められた規制改革に関する措置の実施に伴う入国・在留審査事務の取扱いについて」 平成16年2月26日付法務省管第1181号 法務省入国管理局長通達	大学の学部又は大学院を卒業(又は修了)後180日以内に、会社法人を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、卒業(又は修了)した大学による推薦を受け、起業に必要な資金を調達し、店舗又は事務所が確保されることが確実であり、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとし、更に在留期間の更新を認めることにより、最長で卒業後180日間滞在することを可能とする。	平成19年度中	大学の学部又は大学院を卒業(又は修了)後180日以内に、会社法人を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、卒業(又は修了)した大学による推薦を受け、起業に必要な資金並びに店舗又は事務所が確保されており、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとし、更に在留期間の更新を認めることにより、最長で卒業後180日間滞在することを可能とした。(平成19年10月18日付法務省管第5247号法務省入国管理局長通達)(法務ウ)	平成19年10月18日措置済	法務省
521	戸籍バックアップサーバの設置場所に関する要件の明確化	戸籍法施行規則第7条	提案主体からの戸籍バックアップサーバの民間データセンターへの設置に関する照会について、回答文書を発出し、戸籍先例として全国に周知させることにより、全国的な取扱いの統一を図るものとする。	平成19年度中	提案主体からの要望事項に係る照会について検討中であり、平成20年3月末までに、回答文書を発出する予定。(官業イ)	平成19年度中	法務省
522	乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者への個別審査及び国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置		空港での乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者については、航空会社による確実な誘導があれば、個別に対応して上陸審査を実施することとする。また、国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与と依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーンを設けることとする。 これらの対応について、平成19年度中に地方入国管理局に通達し周知を行う。	平成19年度中	空港での乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者については、航空会社による確実な誘導があれば、個別に対応して上陸審査を実施することとする。また、国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与と依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーンを設けることとし、これらの対応について、地方入国管理局に周知した。(平成20年2月25日付法務省管第803号法務省入国管理局長通達)(法務ウ)	平成20年2月25日措置済	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
839	中核市等の市町村教育委員会への教職員人事権の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第37条	現行制度上、教職員の人事権は都道府県・指定都市教育委員会にあるが、中核市等の地方公共団体の教育委員会に移譲できるよう、その条件や範囲を含め具体的内容を検討する。	平成18年度中に結論	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成19年3月30日提出)において、都道府県教育委員会は、県費負担教職員の同一市町村内の転任について、原則、市町村教育委員会の内申に基づき、行うこととする規定を設けた。(平成19年6月20日成立、平成20年4月1日施行)	平成19年3月30日措置済	文部科学省
987	コンビナート事業所における携帯コンピュータの防爆認定の緩和	労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)第44条の2 労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)第280条、第281条 電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)	専門家による技術的検討結果を踏まえ、国内の防爆構造規格に最新のIEC規格を取り入れるための構造規格等の改正を平成19年度中を目的に講じることとする。	平成19年度中	国内の防爆構造規格に最新のIEC規格を取り入れるため、労働安全衛生規則及び電気機械防爆構造規格の改正を平成19年度内に行った。(危険工)	平成19年度措置済	厚生労働省
988	介護保険料賦課決定の弾力化	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第129条第2項 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)第38条、第39条	介護保険料設定の弾力化(介護支援ボランティア控除の創設)については、保険者等の意見を踏まえて検討し、平成18年度中に結論を得ることとする。	平成18年度中に結論	市町村の裁量により、介護ボランティア活動を通じて蓄積したポイントを利用して介護保険料を納付する仕組みなどを、介護保険制度の地域支援事業として行うことができることを明らかにする通知を発出した。「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」(平成19年5月7日付老介発第0507001号老振発第0507001号厚生労働省老健局介護保険課長・振興課長)(福祉ア)	平成19年5月7日措置済	厚生労働省
989	食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条、第52条第1項	食品衛生法に基づき都道府県等が条例で定める営業施設の基準に関し、都道府県知事等が公衆衛生上支障がないと認められた事項については、しん酌することが可能である旨、各都道府県等に周知する。	平成19年度中	食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業施設の基準について、都道府県知事等が公衆衛生上支障がないと認められたときは柔軟な運用が可能である旨、都道府県等に対して技術的助言を行った。(平成20年3月措置予定)(流通イ)	平成19年度中	厚生労働省
1022 1265 1310	外国由来等の漂流・漂着ゴミ対策	-	外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化しており、この問題に対応するため、実効的な対策を政府として検討する体制を確立し、平成19年度以降、各種施策を実施する。	当面のとりまとめを平成18年度中に実施	平成18年度に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」を踏まえ、平成19年度以降の当面の施策として、漂流・漂着ゴミの状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策等の各種施策を実施した。(環境工)	平成18年度に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」を行った。本とりまとめを踏まえ、平成19年度以降、各種施策を実施していく。	農林水産省 国土交通省 環境省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
1139	風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外	工場立地法(昭和34年3月20日法律第24号)第6条 工場立地法施行令(昭和49年2月22日政令第29号)第1条	風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外については、大規模風力発電施設の建設需要等が高まっていることに鑑み、平成18年9月以降開催予定の産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、検討する。	平成18年度中に措置	産業構造審議会地域経済産業分科会等での検討結果を踏まえ、風力発電施設の設置に関して、設置地域など一定の要件を満たす場合には、都道府県知事の裁量により、工場立地法第4条に基づく「工場立地に関する準則」を弾力的に適用できるような運用を措置済みである。(平成19年8月16日付け財理第3167号、課酒5-19、医政発第0816001号、19総合第820号、平成19-08-07地局第1号、国鉄総第188号、国海造第173号、国海船第24号財務省理財局長、国税庁長官、厚生労働省医政局長、農林水産省総合食料局長、経済産業省地域経済産業審議官、国土交通省鉄道局長、国土交通省海事局長通知)(エネウ)	平成19年8月16日措置済	経済産業省
1140	砂利採取業者の登録申請書の添付書類の簡略化	砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年7月18日通商産業省令第80号)第2条第2項第4号、第5号、第6号	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目途に省令を改正する。	平成20年度上半期	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目途に省令を改正する。(危険工)	平成20年度上半期	経済産業省
1141	採石業者の登録申請書の添付書類の簡略化	採石法施行規則(昭和26年1月31日通商産業省令第6号)第8条第2項第4号、第5号、第6号	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目途に省令を改正する。	平成20年度上半期	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目途に省令を改正する。(危険工)	平成20年度上半期	経済産業省
1142	固体酸化物型燃料電池(SOFC)の実証実験を円滑に行うための規制緩和	電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第42条第1項、第43条第1項 電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号)第50条第1項、第52条第1項 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第51号)第35条 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第52号)第46条 電気設備の技術基準の解釈第51条	小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備に関して、一般用電気工作物へ位置づけること、不活性ガスによって燃料ガスを置換する構造を省略することについては、平成19年度中に省令改正を行う。また、常時監視しない発電所のうち随時巡回方式対応の発電所として運用することについては、所要の改正を行う。	平成19年度中	小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備に関して、一般用電気工作物へ位置づけること、不活性ガスによって燃料ガスを置換する構造を省略することについては、平成19年9月3日に省令改正を行った(平成19年経済産業省令第59号)。また、常時監視しない発電所のうち随時巡回方式対応の発電所として運用することについては、平成18年12月14日に「電気設備の技術基準の解釈」の改正を行った。(エネウ)	平成19年9月3日措置済	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
1266	静岡・山梨両県にまたがる「富士山」ナンバーの早期導入	自動車登録規則(昭和45年2月20日運輸省令第7号)第13条第1項第1号 新たな地域名表示ナンバープレートの導入について(要綱)	「富士山」ナンバーは複数の運輸支局等の管轄にまたがることから、各種行政事務等への影響の有無を両県及び関係機関と検討を行ったところ、管轄をまたがるナンバーの設定は可能であるとの結論に達したことから、平成20年秋頃に「富士山」ナンバーを導入することとし、所要の措置を講ずる。	平成20年度中	「富士山」ナンバーは複数の運輸支局等の管轄にまたがることから、各種行政事務等への影響の有無を両県及び関係機関と検討を行ったところ、管轄をまたがるナンバーの設定は可能であるとの結論に達したことから、平成20年秋頃に「富士山」ナンバーを導入することとし、所要の措置を講ずる。(ウ運輸ア)	平成20年度中	国土交通省
1267	特定重要港湾の入港料に係る国の関与の見直しについて	港湾法(昭和25年5月31日法律第218号)第44条の2第2項 港湾法第60条第4号の2	特定重要港湾の入港料率の設定等に係る国の同意を要する事前協議制を、上限内での事前届出制に変更することとし、所要の措置を講ずる。	平成20年度中	平成20年2月5日に、左記事項を内容とする「港湾法の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出した。(運輸ウ28)	平成20年度中	国土交通省
1268	既設のバス停の上屋に対する広告物の添加許可	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第32条	既設のバス停の上屋でバス利用者向けのロケーションシステムのような高度なサービスを提供する場合について、当該上屋へ広告物を添加し、その広告料収入を上屋の維持管理に必要な費用に充当させるとの取扱いについて検討し結論を得る。	平成18年度中に結論	既設のバス停の上屋でバス利用者向けのロケーションシステムのような高度なサービスを提供する場合について、当該上屋へ広告物を添加し、その広告料収入を上屋の維持管理に必要な費用に充当させるとの取扱いが可能となるよう「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平成19年8月13日付国道利第7号 国土交通省道路局長通知)により措置をした。(地域工)	平成19年8月13日 措置済	国土交通省
1269	道路附属物駐車場について指定管理者制度による利用料金制度を実施することが可能であることの明確化	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第64条第1項	道路附属物駐車場について、駐車場の利用に係る料金を指定管理者の収入として帰属させることが可能であることを道路管理者あてに書面により通知する。	平成19年度中	普通地方公共団体は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき指定管理者に道路の附属物である駐車場の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることを道路管理者あてに書面により平成20年3月31日までに通知を行う予定。(住宅ウ)	平成19年度中	国土交通省
1270	道路廃止に伴う不用管理物件の管理期間の短縮	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第92条、道路法施行令(昭和27年12月4日政令第479号)第38条	廃止された道路を利用していた者の利益保護及び他の道路管理者が別の道路として使用する機会が確保できるよう、一般的な考え方を整理のうえ、道路廃止に伴う不用管理物件の管理期間の短縮が可能となるよう措置する。	平成19年度中	廃止された道路を利用していた者の利益保護及び他の道路管理者が別の道路として使用する機会が確保できるよう、道路を構成した物件が不用になってから廃止するまでの必要な期間を調査のうえ、道路廃止に伴う不用管理物件の短縮が可能となるよう検討し、措置する。(住宅ウ)	平成20年度末までに速やかに措置	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
1271	特殊車両通行に係る許可期間の延長	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第47条第2項、第47条の2第1項	道路がネットワークとして活用されていることから、道路構造物及び他の交通に与える影響や違反車両の通行実態を考慮の上、現行最大1年間である特殊車両の通行許可期間を最大2年間に延長できるよう全国規模で統一的に措置する。	平成20年度中	道路構造物及び他の交通に与える影響や車両の重量及び寸法や反復継続して通行する等の車両の運行形態について分析を行うとともに、違反通行の実態把握を進め、違反車両を考慮した、合理的な許可期間の設定について検討している。(運輸ア)	平成20年度中	国土交通省
1272	国際定期便の地方空港乗り入れ自由化の加速・認可の実質的届出化	—	現在、国際定期便は二国間交渉で路線や便数を定めて運航しているが、今後は、地方空港については、アジア・ゲートウェイ構想に基づき、自由化交渉を進め、交渉妥結前でも、暫定的に増便等を認めるとともに、安全の確認等を除き、実質的な届出化を図る。	平成19年度中	平成19年8月には韓国と、同年11月にはタイとの間で、空港容量に制約のある我が国首都圏関連路線を除き、相互に、乗り入れ地点及び便数の制限を廃止し、航空自由化を実現することで合意した。 これ以外の国についても、平成19年11月2日に、外国航空会社に対して、航空局より通達(「外国航空会社による地方空港への路線開設、増便等のための手続きについて」(平成19年11月2日付平成19年国土省令第2095号国土交通省航空局長))を発出し、地方空港について、次の取扱方針を周知した。 ・二国間航空協定に基づいて取り決められている乗入企業数、乗入地点、便数等の範囲外であっても、外国航空会社から具体的な要望があれば、自由化交渉の妥結前に、運航の安全性が確保されることを前提に、暫定的に路線開設や増便等を認める。 ・また、二国間の航空協定に基づく通常の路線開設や増便等についても、運航の安全性等の確認が済み次第、直ちに認可を行い、手続期間の短縮を図る。(運輸イ)	平成19年11月2日 措置済	国土交通省
1311	事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分の検討	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)第2条第2号	平成18年度に、環境省において、廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。	平成18年度中に結論	事業系一般廃棄物である物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係る木くずについて、その区分を見直し、産業廃棄物に追加した。(平成19年9月7日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」(政令第283号))(環境ア)	平成19年9月7日 措置済	環境省